

岡山県 猫の適正飼養ガイドライン



平成31年4月

岡山県

目次

はじめに	1
1 猫の定義	
(1) 飼い猫	
(2) 飼い主がいない猫	
2 猫の基礎知識	2
(1) 繁殖	
(2) 寿命	
(3) 行動	
(4) 運動	
(5) 排泄	
(6) 爪とぎ	
(7) マーキング	
(8) 鳴き声	
3 飼い猫の適正飼養	5
(1) 終生飼養	
(2) 屋内飼養	
(3) 不妊去勢手術	
(4) 所有者明示	
(5) トイレのしつけ	
(6) 健康管理	
(7) 食事の管理	
(8) 遺棄・虐待に関する法律と罰則	
4 飼い主のいない猫への対応	8
(1) 地域猫活動	
(2) 野良猫の世話	
(3) 猫の被害に困っている場合の対処法	
5 遺棄・虐待に関する法律と罰則	12
6 災害への備え	13
(1) 動物用の備蓄品の用意	
(2) 健康管理としつけ	
(3) 迷子札とマイクロチップ	
参考資料 関係法令	15

はじめに

ペット達は、家族の一員として、飼い主から愛情を受けながら飼われることが本望だと思います。

しかし、飼い主のいない猫への無責任なエサやり、飼い猫の不適正飼養や生まれた子猫の遺棄などにより、猫による生活環境への被害が多発しており、行政に寄せられる猫に対する苦情相談や対応を求める声は一向に減少しません。

また、行政に収容される猫のほとんどが子猫であり、世話をする猫への不妊去勢手術の徹底により不幸な命を増やさないことが重要と考えます。

このガイドラインは、猫の正しい飼い方や飼い主としての責務、飼い主のいない猫に対する対策について明確にすることにより、動物の愛護と適正な飼養について関心と理解を深めていただき「人と動物が共生できる豊かな地域社会」を目指すことを目的に作成しました。

1 猫の定義

このガイドラインでは、次のように定義します。

(1) 飼い猫

特定の飼い主が存在する猫。所有・占有の意思を持って飼育管理されている猫。

- ① 屋内飼養の猫：屋内のみで飼養されている猫。
- ② 屋外飼養の猫：屋内と屋外を自由に移動することが出来る猫。
もしくは、屋外のみで飼養されている猫。

(2) 飼い主がいない猫

① 野良猫

屋外で生活し、特定の飼い主がいない猫。

(様々な人が責任の所在を曖昧にした状態で定期的または不定期的に飼養していることが多い状況にあります。)

② 地域猫

屋外で生活する飼い主のいない猫のうち、地域住民の認知と合意を得た上で、不妊去勢手術を施され、地域住民が主体となってトイレや給餌など一定のルールに従い管理されている猫。



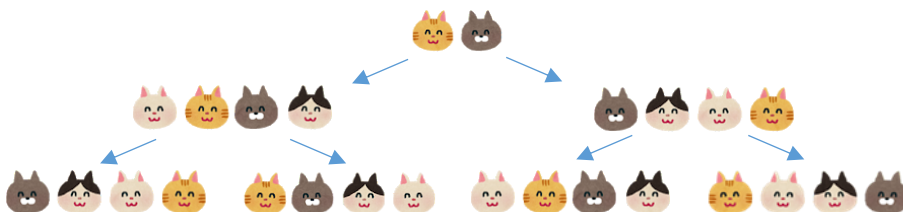
2 猫の基礎知識

猫がどのような動物かを理解しましょう。

(1) 繁殖

① メス

メスは生後6ヶ月から1年以内に最初の発情を迎え、一般的に年2～4回、約3ヶ月間隔で発情が見られ、約1週間続きます。交尾刺激により排卵が起こるため、**ほぼ確実に妊娠**します。妊娠期間は約2ヶ月で、1回に3～6匹の子猫を産みます。発情しても交尾しない場合は、3～4週間おきに発情します。



② オス

オスは生後6ヶ月くらいから、オス特有の性行動（放浪癖、けんか、尿スプレー）が見られるようになり、一般的に生後約18ヶ月頃からその行動が顕著となります。オス単独では発情せず、メスの発情に誘われて発情します。

(2) 寿命



屋内飼養の猫の平均寿命は、ペットフードの改良や動物病院受診率の上昇など飼育環境の向上により伸びており、約15年程度とされています。なかには、20年以上生きる猫もいます。

一方、野良猫は屋内飼養の猫に比べ、感染症に罹患する可能性が高く、交通事故に遭遇することもあるため、寿命は4～5年とされています。

また、屋外飼養の猫にも同様のリスクがあります。



(3) 行動

猫は本来夜行性です。飼い猫は、飼い主の生活リズムに合わせて行動します。

猫の縄張り意識は、他の動物に比べると非常に強いと言われています。

屋内飼養の猫は、ごく限られた狭い範囲（例えばソファの上など）を縄張りとするものや、家全体を縄張りとするものまで個体によって様々です。

一方、屋外飼養の猫や野良猫は行動範囲が広く、未去勢のオス猫の場合さらに広がる傾向があります。エサや猫の数で行動範囲は変わりますが、半径50～500m位と言われています。

(4) 運動

猫は隠れやすい高い場所、狭いところを好みます。屋内でもキャットタワーや家具などで縦方向の移動が出来るようにしてあげましょう。

また、猫は「狩りをする」という本能を持っています。飼い主は、この本能を満たすような遊び（興味があるおもちゃなどを獲物のように動かし追いかけさせるなど）をしてあげることで、猫との絆をはぐくむことができます。



(5) 排泄



猫は排泄場所として、やわらかい土や砂地を好み、排泄物を埋めて隠そうとします。この習性を利用すれば、トイレのしつけは比較的簡単に行うことができます。

トイレが十分に清掃されていないと、トイレ以外の場所で排泄をすることがあるため、トイレはいつも清潔にしておくことが大切です。

(6) 爪とぎ

猫の気分がリラックス又は高揚した時や、爪を整える時、マーキングをする時などに見られる行動で、壁などに爪を立てて研ぐような仕草をします。

望ましくない場所での爪とぎの対応策の一つとして、爪とぎ用具（ダンボールなど）の設置があります。



(7) マーキング

自分のにおいを残すことで、自分の存在を他の猫に示し縄張りを守ろうとする行為です。強い臭いの尿を飛ばす尿スプレー・顔や体から出る分泌物をすりつける方法などがあります。

尿スプレー行為の対策として、成猫になる前の生後6ヶ月前後での去勢手術が有効とされています。

(8) 鳴き声

発情期の猫の鳴き声は独特で、オス猫はメス猫を求めて大声で鳴くようになり、メス猫は交尾刺激があるまで長時間鳴き続けます。これは、近隣トラブルのもとになりかねず、飼い主のストレスにもつながります。

不妊去勢手術をすることにより、このような鳴き声は無くなるとともに、将来的な泌尿生殖器（乳腺、子宮、精巣等）の病気の予防にもなります。

3 飼い猫の適正飼養

人と猫が快適に暮らすための飼い方について考えてみましょう。

飼い始める前には、最期まで責任を持って飼い続けられるかよく考えましょう。

(1) 終生飼養

終生飼養とは、飼い始めてからその命が尽きるまで一生涯の面倒を見続けることです。

猫の寿命は長いもので **15年以上**になります。エサ代や病気の予防、治療費等多額の費用がかかります。本当に最期まで責任をもって面倒を見ることができるか、家族でよく話し合ってから飼い始めましょう。

また、途中で飼い主の病気など様々な理由により飼養が困難になる場合も想定されます。自分に何かあった時に、代わって世話をしてくれる人を探しておきましょう。

万が一飼えなくなったときには、責任を持って新しい飼い主を探す必要があります。

終生飼養は飼い主の責務です。

「身体を壊して施設に入ることになったので引き取って欲しい」
「亡くなった身内が飼っていた動物を引き取って欲しい」
といった相談が多数センターに寄せられています!!!

(2) 屋内飼養

猫は**屋内のみで飼養**しましょう。屋内で飼養することにより、感染症や交通事故、迷子などの危険を回避することができます。

また、他人の敷地内での排尿排便やいたずらによる近隣への迷惑行為などのトラブルを防止することができます。

「外に出してあげないとかわいそう」と言う人もいますが、猫の習性を理解し、不妊去勢手術をした上で飼育環境を整えることで、屋内飼養でも猫にストレスを与えることなく飼うことができ、猫にとっても安全です。

(3) 不妊去勢手術

猫はとても繁殖力が強い動物です。不妊去勢手術をしないままオス猫とメス猫を一緒にしておくと、あっという間に頭数が増えてしまいます。

行政に保護収容される猫のほとんどが子猫です。産まれてくる子猫に責任が持てない場合は、不妊去勢手術を受けさせましょう。

不妊去勢手術には、次のようなメリットがあります。

オス

- ・発情に伴うけんかの減少、発情時特有の鳴き声防止
- ・尿スプレー行為の抑制
- ・メス猫を求めての脱走防止
- ・睾丸・肛門周囲の腫瘍や前立腺の病気の予防 など

メス

- ・発情時特有の鳴き声防止
- ・子宮蓄膿症や乳がんなどの病気の予防 など

(4) 所有者明示

万が一の迷子や予期せぬ災害に備えて、普段から迷子札やマイクロチップなどを装着し飼い主の連絡先がわかるようにしておきましょう。



マイクロチップとは

- ・直径 1～2mm、長さ 10～12mm 程度の円筒形で、外側に生体適合ガラスを使用した電子標識器具です。
 - ・世界で唯一の 15 桁の数字が記録されており、この番号を専用のリーダーで読み取ります。
 - ・15 桁の番号と飼い主の情報をデータベースに登録することで、飼い主の検索が可能となります。
 - ・一度体内に埋込むと、脱落することなく半永久的に使用可能で、安全性の高い動物の個体識別の方法として、世界中で広く使用されています。
 - ・動物病院等で専用のインジェクターにより猫の首の後ろの皮膚の下に獣医師が埋込みます。
- ※目視ではチップが入っていることは確認できないため、迷子札を併用しましょう。



←マイクロチップ
マイクロチップリーダー→



(5) トイレのしつけ

猫は砂などを掘り起こし排泄をする習性があるため、それをうまく利用し、市販の猫用トイレに猫砂（ウッドチップなど）を敷き詰め、部屋の隅など静かで落ち着ける場所に設置します。

一度トイレを覚えたのに違う場所で排泄する原因としては、トイレが十分清掃されていない、猫砂を変更しそれが気に入らない、トイレの場所の変更や動物が増えるなど環境の変化、泌尿器系の病気などが考えられます。

毎日排泄物の確認をし、正常時の状態を知っておくことで、異常に気づき、病気の早期発見につながります。

(6) 健康管理

スキンシップは病気の早期発見に役立ちます。

食欲、元気、行動、鳴き方、歩き方など正常な状態を覚えておき、変わった様子がないかを日頃から注意しましょう。

猫の主な感染症の原因となるウイルスは、野良猫が保有していることが多く、猫同士の接触やけんか等で感染します。ワクチン接種や屋内飼養で感染リスクを大幅に減らすことができます。

また、ノミやダニなどの外部寄生虫、回虫などの内部寄生虫も定期的に予防を行い健康維持に努めましょう。

高齢の猫では、腎不全になる個体が多く見受けられますので、尿量、色調の変化に注意する必要があります。

なんでも相談できるかかりつけの動物病院をつくっておきましょう。

(7) 食事の管理

猫は肉食傾向が強く、高タンパクかつ高脂質の食事を必要とします。

人間とは必要とする栄養素が異なり、体内で合成できるビタミンの種類なども異なります。人間の食べ物、残飯は与えず、栄養面で安心できる猫用のフードを与えるようにしましょう。

また、人間の食べ物の中には、猫には毒性のあるもの（ネギ類、チョコレートなど）があります。間違っても食べないように気をつけましょう。



4 飼い主のいない猫への対応

野良猫による糞尿被害や敷地内での出産などで迷惑をしている人、お腹を空かせてかわいそうとの思いから野良猫にエサをやっている人、かわいそうな猫に心を痛めている人、それぞれの思いは違いますが、共通の思いは、野良猫を減らしたいということだと思います。

野良猫を排除するのではなく、野良猫問題を地域の生活環境問題としてとらえ、地域住民が主体となって適切に管理していく地域猫活動が推奨されています。

(1) 地域猫活動

① 地域猫活動とは

地域住民が主体となり、周辺住民の合意を得た上で、地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、エサのやり方や糞の始末などに関するルールを定めて継続的に管理することで、一代限りの生を全うさせ、野良猫による被害や不幸な野良猫の数を減らし、人と動物が共存できる地域にしていく活動です。

② 地域猫活動の組織

◎地域住民

地域猫活動に取り組む主体となります。

必要に応じて趣旨に賛同した方やボランティアの協力を得て実施していく方がスムーズな活動ができます。また、その活動の目標を達成するために、代表者を設置し、進捗状況の管理、トラブル等に対応します。

◎行政

地域猫活動における普及啓発及び助言を行います。

岡山県動物愛護センターでは、岡山県内（岡山市及び倉敷市を除く）の地域猫活動に伴う不妊去勢手術等の支援を行います。

◎ボランティア団体等

経験があるボランティア団体等に地域住民の相談や活動のサポートをしてもらうことが効果的な場合があります。

③ 地域猫活動の効果

- 不妊去勢手術により、不幸な子猫が生まれなくなるとともに、発情期の鳴き声、尿マーキングや独特の臭いが軽減されます。
- ルールを守ったエサやりを行うことにより、ゴミあさりやエサの散乱を防げます。
- トイレの設置管理により、糞尿の被害が改善され環境美化が進みます。
- 地域のコミュニケーションが活性化し、地域で動物を可愛がる気持ちが生まれます。

④ 地域猫活動の具体的手順

i 地域での協力者グループの形成、代表者の選任

地域猫活動は、地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同したその他の住民とともにグループを作り活動します。代表者を決め、猫の管理、地域での話し合いなどを行います。

ii 地域の合意

地域猫活動の実施には、**地域住民の理解が必要**です。理解のないまま一方的に活動すると、無責任なエサやりなどと勘違いされ、近隣同士のトラブルの原因になりかねません。

まずは、地域の人々に十分趣旨を説明し、理解を得た上で活動を行う必要があります。

iii 猫の把握

地域で管理する猫の数を把握し、写真などで識別できるようにしましょう。該当の猫に飼い主がいなくても確認する必要があります。

※その地域周辺の猫の飼い主に対しては、野良猫を増やさないためにも、終生飼養、不妊去勢手術、屋内飼養、所有者明示等の適正飼養の啓発をすることも必要です。

iv 管理のためのルール作りと実践

エサを与える場所・方法・担当者、トイレの設置場所・清掃担当者などの役割分担とルールを決めましょう。

◎エサやりについて

エサを与える時間と場所を限定し、**食べ残しはすぐに片付け**、置きエサは絶対にしないようにしましょう。

◎トイレについて

エサ場の周辺で地域の合意が得られた場所にトイレを設置します。雨のあたらない、人目につきにくい場所が好ましく、プランターなどに砂や土を入れ、猫の糞で臭いをつけておくと猫がトイレと認識して使うようになります。**排泄物は速やかに片付け**、清潔に保つようにしましょう。また、トイレ以外の場所に排泄してしまった場合も適切に処理しましょう。



v 不妊去勢手術

不幸な子猫を増やさないため、また、発情期の鳴き声や尿スプレーなどの問題行動を抑えるために、**不妊去勢手術を必ず実施**します。

また、手術実施済みの猫とわかるように、動物病院での手術実施の際に耳先に V 字カットをしてもらいましょう。

野良猫の寿命は、4～5年とされています。不妊去勢手術をすることにより猫の頭数を自然に減らしていくことができます。



vi 継続した管理

近隣住民の理解を得るためにも、エサを与える場所やトイレを含めた**周辺の環境美化に努め**ましょう。

地域猫活動地域に猫が捨てられることもあるため、捨て猫の防止を徹底しましょう。

活動地域において、回覧板や地域の掲示板などを利用し、活動状況を地域住民に周知することで、活動への理解が深まり、協力も得やすくなります。

vii 譲渡活動

猫にとって屋外での生活は、事故や感染症など危険がいっぱいです。人慣れしている猫や子猫には、飼い猫として終生飼育してくれる人を探す努力もしましょう。

(2) 野良猫の世話

野良猫へエサを与える行為には責任が伴います。「かわいそう」という気持ちで無責任にエサを与えることによって、結果的にその地域の猫の頭数が増え、近隣トラブルや苦情の原因になることが多く、猫自体が嫌がられる存在となってしまうことがあります。

現実に、エサを与えている人が責任を問われ、損害賠償請求が出たような民事裁判の例もあります。

野良猫を世話するのであれば、以下のことを必ず実施しましょう。

○不妊去勢手術

これ以上野良猫が増えないよう必ず実施する必要があります。

※TNR 活動

野良猫を捕獲 (Trap) し、不妊去勢手術 (Neuter) を施して元の場所に戻す (Return) 活動を TNR 活動といいます。

○エサの管理の徹底

エサを置いたまま（置きエサ）にせず、食べ終わったらすぐに片付けましょう。

○糞尿の清掃

エサを与えるなら糞尿の清掃は必ず行ってください。近隣に迷惑をかけないように、トイレを設置するなどし、周辺環境美化に努める必要があります。

また、近隣の方とコミュニケーションをとり、世話をしている目的や活動の内容を伝え地域猫活動に近づけるように努力するとともに、近隣から苦情などがあつた場合は、適切に対処することも必要です。

猫にとっては、屋内できちんと飼養してもらう方が幸せです。

人に慣れている猫であれば、自分で飼養する、もしくは新しく飼い主になってくれる人を探す努力もしましょう。



(3) 猫の被害に困っている場合の対処法

敷地内での猫による糞尿やいたずら被害、子猫の出産などで困っている場合には、まず家の周囲の不要品などを片付け、猫が隠れることができる隙間などをなくしましょう。そして、猫が敷地に入らないようにする方法を試してみましょう。

猫が敷地などに入らないようする方法としては、忌避剤（市販の忌避剤、香りの強いハーブなどの植物を植える、木酢液、クレゾール液、ナフタリン、米のとぎ汁など）を使用する方法、物理的に猫が嫌がる構造（砂利を敷く、とげとげシートを敷くなど）にする方法などがあります。

詳しくは動物愛護センターのホームページに忌避方法を掲載していますので参考にしてください。→ <http://www.pref.okayama.jp/page/detail-28568.html>

5 遺棄・虐待に関する法律と罰則

動物を捨てること（＝遺棄）は犯罪です。

“動物の愛護及び管理に関する法律”では、
「愛護動物*を遺棄した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」と規定されています。

飼い猫はもちろん、野良猫についても遺棄することは犯罪です。



動物の健康を損なうような飼い方も罪に問われます。

みだりに給餌や給水をやめたり、病気やけがの状態でも放置したり、糞尿の堆積を放置したりするなど不衛生な場所で飼育するなどの行為は虐待となり、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が規定されています。



また、「愛護動物*をみだりに殺し、または傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する」と規定されています。迷惑だからといって、毒餌をまくなど、殺傷してはいけません。

途中で飼えなくなったから捨てる、お金がないから動物病院で治療ができない、などということの無いよう、最期まで責任をもって飼えるのか、動物を飼う前によく考え、少しでも不安が残るときには、「今は飼わない」という選択をすることも大切です。

（*愛護動物：牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる及び人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。）

6 災害への備え



災害発生時には、自分の身の安全を確保し、大切なペットと同行避難（一緒に避難すること）することをおすすめします。慌てずに同行避難できるよう日頃から災害への備えをしておきましょう。

(1) 動物用の備蓄品の用意

避難所では、飼っている動物に対する備えは基本的に飼い主の責任になります。また、救援物資が届くまでには時間がかかります。少なくとも5日分は用意しておきましょう。

優先順位1…命や健康にかかわるもの

療法食・薬



エサ、水、食器



予備の首輪、ケージ、洗濯ネット など



優先順位2…飼い主や動物の情報

飼い主の連絡先、動物の写真、ワクチンの接種状況、既往歴、かかりつけの動物病院などの記録

優先順位3…衛生用品など

ペットシート、排泄物の処理用具、トイレ用品

ブラシ

タオル

おもちゃ など

(2) 健康管理としつけ

突如の災害は人にも動物にも大きなストレスがかかります。さらに避難所では動物に関するトラブルが発生する場合もあることから、普段から次のことに気をつけましょう。

- ケージやキャリーバックに入ることに慣らしておく。
- 各種ワクチン接種を行う。
- ノミやダニなど寄生虫の駆除を定期的に行う。

(3) 迷子札とマイクロチップ

突然の災害では動物と離れ離れになるかもしれません。
迷子になっても飼い主がわかるように、普段から身元を示すものをつけましょう。

誰が見てもわかるように首輪に迷子札をつけるとともに、首輪が取れてしまうこともあることから、マイクロチップを入れ二重の対策をとると安心です。



○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

最終改正：令和元年 6 月

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。

5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

[周辺の生活環境の保全等に係る措置]

第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせて

いる者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

7 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができる。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

〔罰則〕

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、その健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十六条の二 第二十五条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

○家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）

最終改正：平成25年9月

第5 猫の飼養及び保管に関する基準

1 猫の所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 猫の所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該猫の屋内飼養に努めること。屋内飼養以外の方法により飼養する場合にあつては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音又はふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 猫の所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、屋内飼養によらない場合にあつては、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 猫の所有者は、やむを得ず猫を継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該猫を譲渡するように努めること。なお、都道府県等に引取りを求めても、終生飼養の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、これが拒否される可能性があることについて十分認識すること。

5 猫の所有者は、子猫の譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、法第 22 条の 5 の規定の趣旨を考慮し、適切な時期に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

6 飼い主のいない猫を管理する場合には、不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行う地域猫対策など、周辺の生活環境及び引取り数の削減に配慮した管理を実施するよう努めること。

○岡山県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年県条例第 22 号）

最終改正：令和 2 年 6 月

（飼い主等の責務）

第五条 飼い主は、動物の習性、生理、生態等を理解し、動物にみだりに苦痛を与えないよう飼養するとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑をかけないように飼養しなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、動物を終生飼養するよう努めるとともに、やむを得ず飼養することができなくなった場合は、自らの責任において新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

3 動物の所有者は、動物が繁殖して、これを飼養し、又は飼養することに代えて新たな飼い主を見つけることが困難になるおそれがあると認める場合は、その繁殖を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（飼い主の遵守事項）

第七条 飼い主は、その飼養する動物について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 適正に餌及び水を与えること。
- 二 適正に飼養することができる飼養施設を設けること。

三 疾病の予防等健康管理を行うこと。

四 汚物及び汚水を適正に処理し、飼養施設の内外を常に清潔に保つこと。

五 異常な鳴き声、悪臭、羽毛等により、周辺の生活環境が損なわれないよう適正な措置を講ずること。

六 逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容すること。

七 公共の場所及び他人の土地、建物等を汚損させないこと。

(猫の飼い主の遵守事項)

第九条 猫の飼い主は、第七条各号に掲げる事項のほか、その飼養する猫について、人に迷惑をかけないよう適正に飼養しなければならない。



お問い合わせ ご相談窓口

岡山県動物愛護センター

電話：086-724-9512

FAX：086-724-9513

猫の適正飼養ガイドライン

平成31年4月1日発行

令和 2年6月1日改訂

